

IV 調査結果の分析

ハラスメントに関する近畿大学学生の意識と実態

人権問題研究所 教授 北口 末広
准教授 熊本 理抄

本稿は、ハラスメントに関する近畿大学学生の意識と実態を分析し、本学におけるハラスメント防止対策における今後の課題を明らかにすることを目的に、2012年9月に人権問題研究所が実施した「ハラスメントに関する意識調査」結果の紹介と分析である。

本学では、ハラスメント全学対策委員会を設置し、「近畿大学学園ハラスメント防止ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を定めている。ガイドラインでは、「1目的、2基本方針、3ハラスメントとは、4ハラスメント防止のために、5ハラスメントに対する対策、6まとめ」の規定を置き、その規定に基づいて「調査調停委員会細則」まで定めている。しかしながら各種ハラスメント事案は後を絶たず、本学園関係者へのハラスメントに対する認識をさらに高め、ハラスメント防止の取り組みをさらに強化しなければならない。

そうした取り組みの一助になればとの認識の下、本学学生を対象に「ハラスメントに関する意識調査」を本学園の人権教育・研究の拠点機関として実施した次第である。

以下、ガイドラインの規定や公的基準等をふまえ、調査結果を分析し、その特徴を紹介していく。

1. ハラスメントに関する意識

図1は、「問2. あなたは以下のような行為についてどう感じますか。それぞれについて該当するものをお答えください」との質問を行い、いわゆるセクシュアルハラスメントに該当する16の行為について、「ハラスメントになる」「くりかえし行われればハラスメントになる」「ハラスメントではない」「わからない」から選択した回答を、「ハラスメントになる」の回答割合の降順で並び替え図示したものである。

性的な噂の流布や性的なからかい、性的な関係の強要、身体への接触については、「ハラスメントになる」の回答は8割を超えている。一方、デュエットやお酌、食事やデートの強要、身体的な特徴、性的な経験、性生活に関する話題などは、「ハラスメントになる」の回答は3割未満である。

「男性・女性であるという理由で用件を強要される」「男のくせに…」「女のくせに…」などジェンダーを理由に不快な言葉を言われる」などのジェンダーハラスメントに関しては、「ハラスメントではない」「わからない」を合わせると5人に1人となる。

女性と男性の間で、「ハラスメントになる」の回答率に10ポイント以上の差が開いた項目は、「胸やお尻、足など身体の一部をじっと見つめられる」(女性58.2%、男性42.1%)、「性的な関係を迫られる」(女性90.8%、男性79.4%)、「性的な内容の電話や手紙、Emailを送られる」(女性84.8%、男性70.6%)となっており、いずれも女性の方が高い。

図1の16の行為は一般的にセクシュアルハラスメント、ジェンダーハラスメントにあたる。しかしハラスメントと捉えていない回答者が少なからず存在する。ハラスメントを防止していく上で最も重要な一つが、全員が「ハラスメントとは何か」ということを認識していることである。調査結果からは、ハラスメントとは何かということの認識をさらに高める必要があるという課題が明らかになっている。

実際にハラスメントが疑われる事案に関しハラスメントであるかどうかを判断する場合、5W1H(内容、関係、時間、場所、目的、態様)等をふまえて、厳密に判断していくことが求められることは言う

までもないが、多くの行為について「ハラスメントではない」「わからない」と回答している学生が一定の割合で存在することは今後の重要な啓発・教育課題である。これらは後述するアカデミックハラスメントについても同様である。

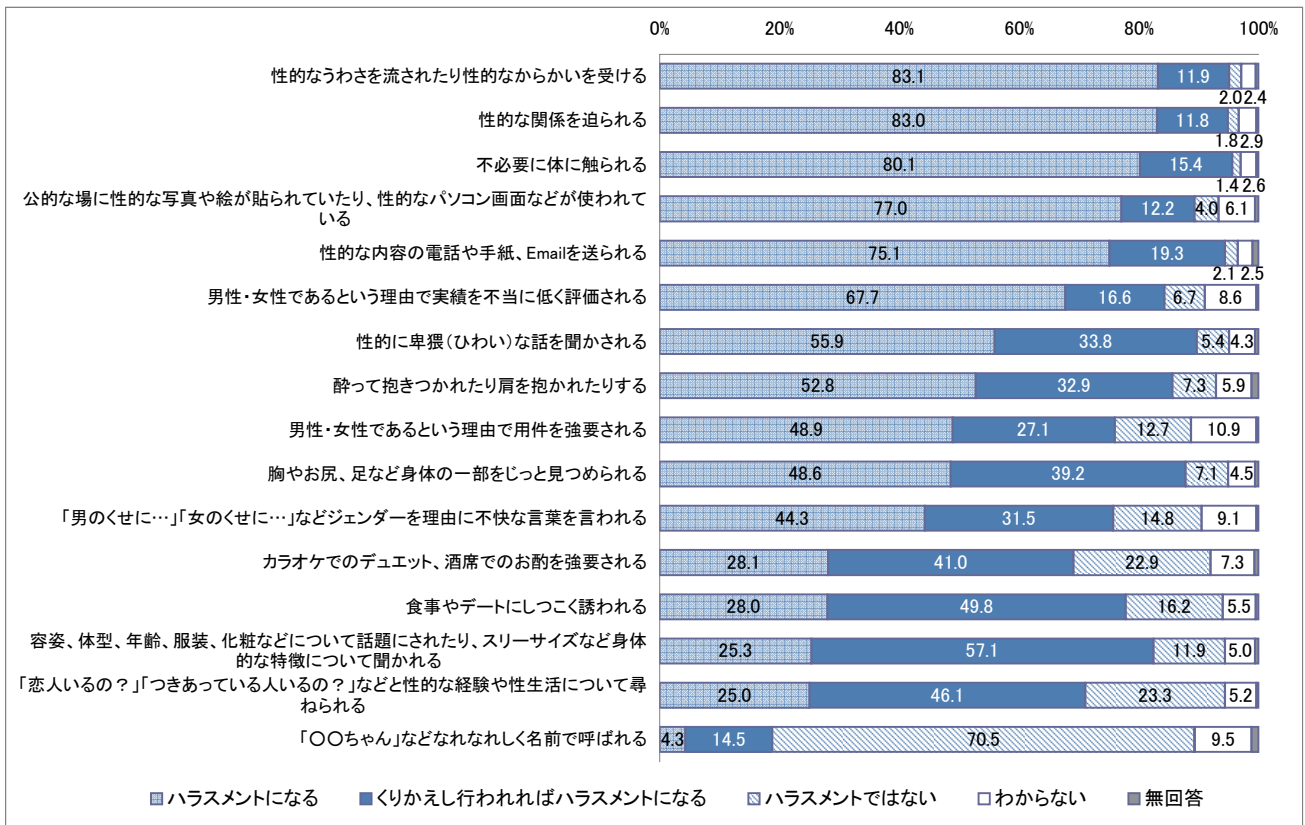


図1 ハラスメント認識度

図2は、問3のいわゆるアカデミックハラスメントに該当する16の行為について、「ハラスメントになる」「くりかえし行われればハラスメントになる」「ハラスメントではない」「わからない」から選択した回答を、「ハラスメントになる」の回答割合の降順で並び替え図示したものである。

休学・退学の強要、進級・進学に際する不当な扱いについては、「ハラスメントになる」の回答は7割を超えている。一方、放任主義や多忙を理由にした研究指導や教育の怠慢は3割未満である。図1と比較すると、「わからない」の回答率が高い。

女性と男性の間で、「ハラスメントになる」の回答率に10ポイント以上の差が開いた項目は、「不必要に思える個人指導を受ける」(女性52.1%、男性39.4%)、「人前で激しく叱責されたり、『こんなこともできないの、わからないの』などと暴言をはかれる」(女性57.7%、男性44.5%)で、いずれも女性の方が高い。

先に紹介したセクシュアルハラスメントと同じく、アカデミックハラスメントに関する認識も一定の割合でアカデミックハラスメントとは何かということ認識していない学生が存在する。これらも今後のハラスメント防止教育の重要な課題である。

本学では先に示したガイドラインで、ハラスメントの定義について「定義・基準はその時どきの、法、指針、判例、公的ガイドライン等をふまえる必要がある」とした上で、「ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、又は相手側を差別的若しくは不利益な取り扱いをすることによって相手側の人権を侵害し、教育研究・学習及び労働環境等を悪化させることをいう」と定義している。さらにアカデミックハラスメントについても「研究・

教育・医療の場における権力を濫用した嫌がらせや差別をさす。研究活動、教育指導の際に、暴力的発言や行為などで相手に身体的・精神的苦痛や負担、又は極度のダメージを与えることをいう。なお教員・職員から学生へのみならず、教職員間・学生間における人格をおとしめるような言動も含まれる」と規定している。こうしたアカデミックハラスメントの定義等を広く学生に周知する課題が調査結果から明らかである。

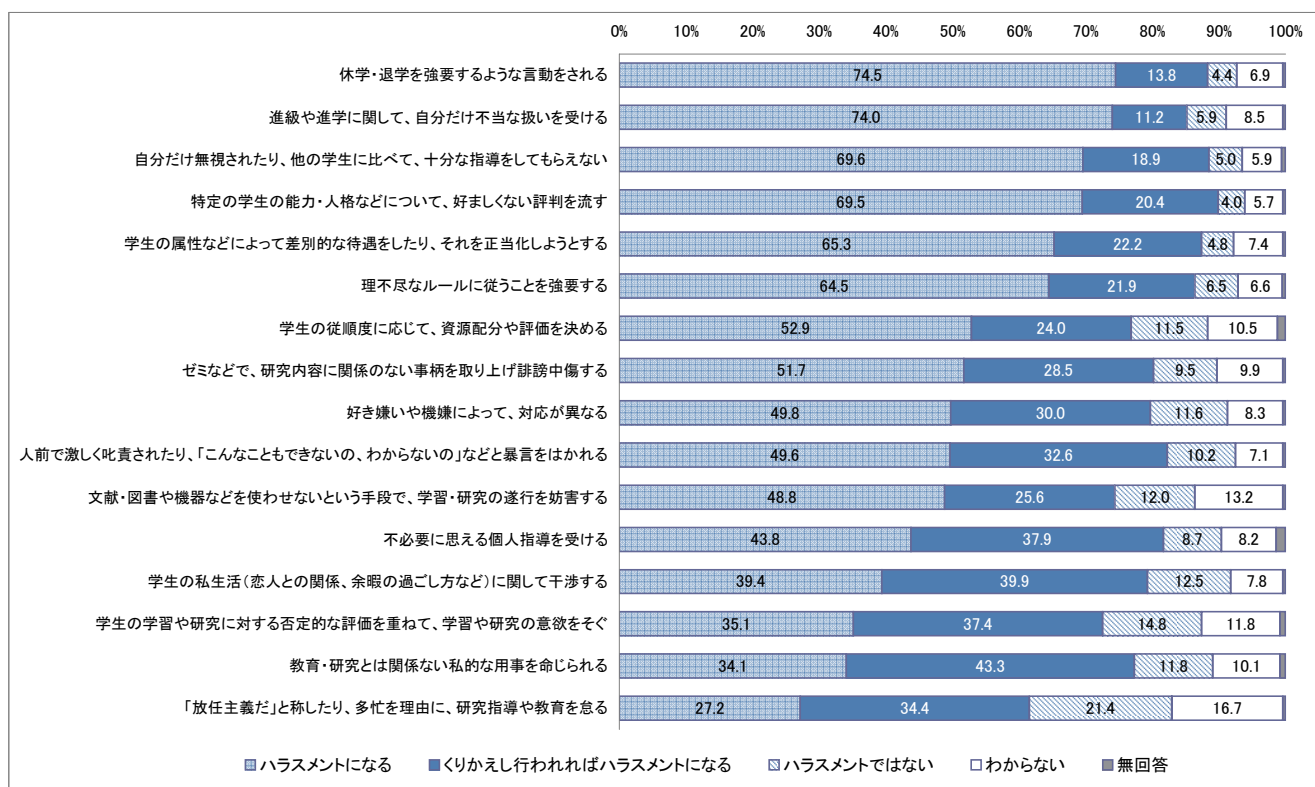


図2 ハラスメント認識度

2. ハラスメントに関する実態

図3は、いわゆるセクシュアルハラスメントに該当する16の行為について、「受けたことがある」と回答した割合について、性別で図示したものである。性的な経験や性生活についての質問、容姿や体型など身体に関する質問や話題、性的に卑猥な話題など、言葉によるものがもっとも多く、次に、身体的接触や関係性の強要、そしてジェンダーハラスメントの順になっている。

言葉によるハラスメントは、女性学生の28%、男性学生の18%が、身体的接触や関係性の強要は、女性学生の12%、男性学生の5%が、ジェンダーハラスメントは、女性学生の5%、男性学生の10%が体験している。

これらの回答は「問4. あなたは近畿大学、またはそれに準じた場（サークル・コンパ・学会・懇親会など）で大学の構成員（教職員・学生）または関係者から次のような行為を受けたことがありますか。またはそのような行為を目撃したり、聞いたり、相談を受けたことがありますか」との質問に対する回答である。つまり本学に入学するまでの期間のことを訊いているのではなく、本学に入学して以後のことを訊いているのである。かなりの学生が本学あるいは本学関係のところでハラスメントの被害を受けているという実態が存在しているということである。

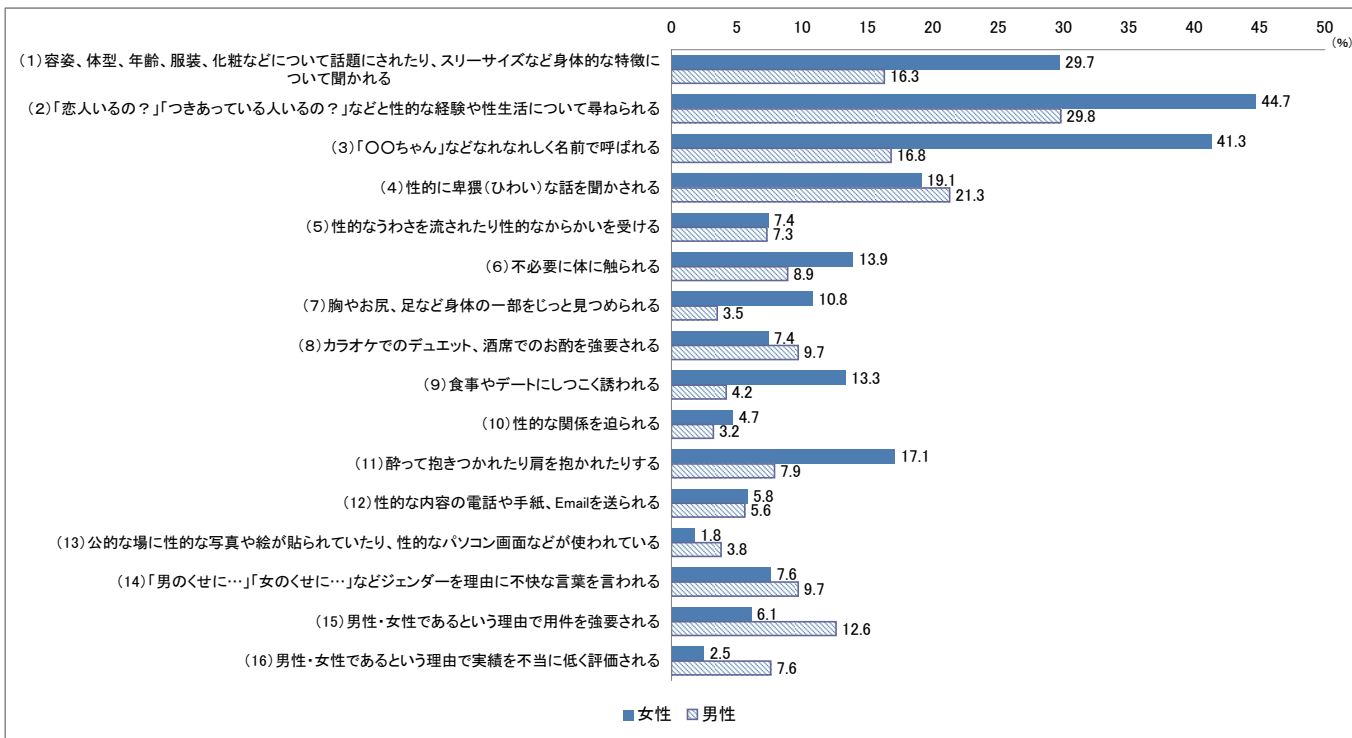


図3 ハラスメントの実態 (受けたことがある)

いわゆるセクシュアルハラスメントに該当する16の行為について、「目撃したことがある」と「聞いたことがある」の回答を合計して、性別で図示したものが図4である。「受けたことがある」とは対照的に、全体的に女性よりも男性の方が見聞の経験は多くなっている。言葉によるハラスメントは、女性学生の18%、男性学生の29%が、身体的接触や関係性の強要は、女性学生の13%、男性学生の20%が、ジェンダーハラスメントは、女性学生の13%、男性学生の17%が見たり聞いたりしたことがあると回答している。

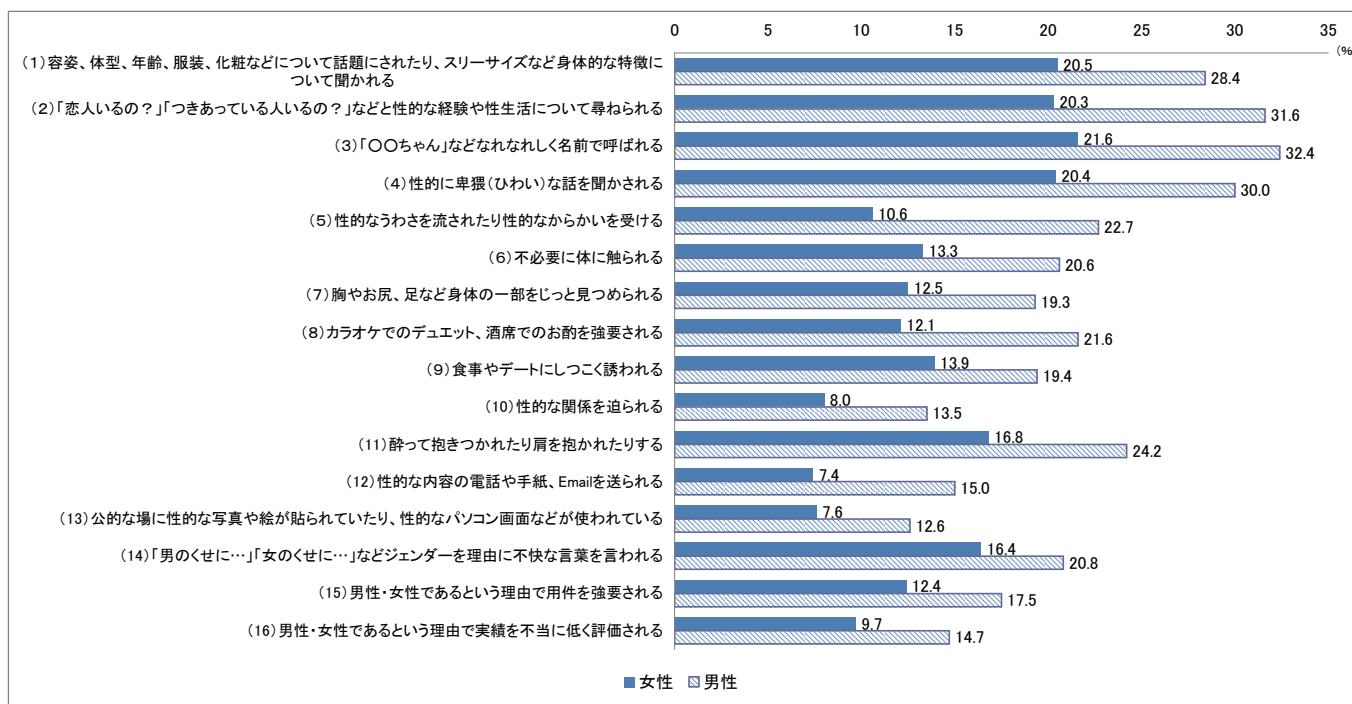


図4 ハラスメントの実態 (見たり聞いたことがある)

ハラスメントの内容によって見聞経験の割合が異なるが、内容によっては3割近くに達しており、少ない分野でも1割強が見聞体験ありと回答しており、見聞したときの対応等をどのように教育するかが重要な課題として存在していることが指摘できる。

図5は、いわゆるセクシュアルハラスメントに該当する16の行為について、「相談を受けたことがある」の回答割合を性別で図示したものである。全体的に男性が高くなっているが、「受けたことがある」や「目撃したことがある」「聞いたことがある」の回答に比べて低い回答になっている。体験したことや見聞きしたことはあっても、相談をしたりされたりということは行われていないことがわかる。

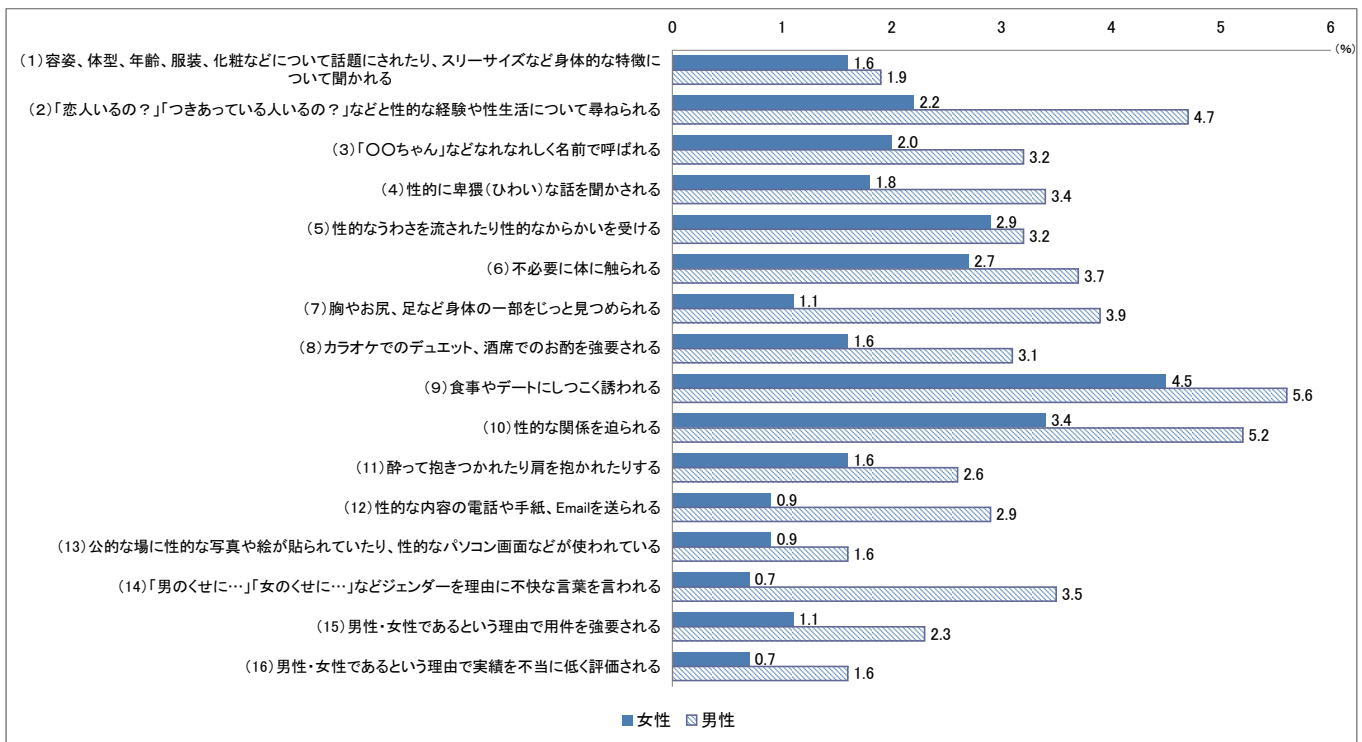


図5 ハラスメントの実態（相談を受けたことがある）

以上から、学生の8人に1人が何らかのかたちでセクシュアルハラスメント被害を受けていることがわかった。女性学生の15%、男性学生の11%が何らかの行為を受けたことがあり、女性学生の14%、男性学生の22%が何らかの行為を見聞き、女性学生の2%、男性学生の3%が何らかの行為について相談を受けたことがあると回答している。

次に、実態と意識の関係についての分析結果を紹介する。図3で図示したいわゆるセクシュアルハラスメントに該当する16の行為について、「受けたことがある」を選択した学生と、それらの行為がハラスメントになると感じるかどうかを選択した学生との相関についてである。クロス集計およびカイ二乗検定を行い、有意差があった項目が表1～9である。一つの特徴として、行為を受けたことが「ある」回答の方がそれらの行為を「ハラスメントではない」ととらえ、行為を受けたことが「ない」回答の方がそれらの行為を「ハラスメントになる」ととらえていることである。

詳細な検討は今後の課題であるが、ハラスメントを受けたとは思いたくないという否定的な心理が働いているのではないかと推測することもできるが、ハラスメントへの認識の低さが、加害者のハラスメント行為を受け入れやすい心理的状态をつくっているという側面があることも否定できないといえる。

あるいは、その行為を受けた、もしくは受け入れたと認めることにより、ハラスメントとしての受容ではなく、一つの「行為」にすぎないとの思考が働いているのではないかと考えられる。

しかし、こうした行為を受けた以降に、それらの行為がハラスメントであったことや、ハラスメントを受けた際の相談や対応などについての教育を受けることにより、その経験の位置づけがハラスメントとしての受容に変わる可能性はあると考えられる。調査段階においては、調査対象者である学生は調査を受けただけであり、この時点ではハラスメントに関する教育を受けていないため、その他の行為と同様に一般化され、ハラスメント行為ではないと認識されているのではないかと考えられる。

こうした分析結果からいえることは、教育現場における調査実施については、その調査自体が教育実践になるよう、教員が調査の趣旨や目的、内容や結果を調査対象者にフィードバックしていくことも含めたプロセスが重要になってくると指摘できる。

表1 容姿や身体を話題にされたことがある × 容姿や身体を話題にされること ($\chi^2=9.933$, $df=3$, $p<.05$)

		容姿や身体を話題にされること				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
容姿や身体を話題にされたことがある	なし	25.6%	57.5%	10.9%	6.0%	100% (854)
	ある	24.7%	57.2%	16.0%	2.1%	100% (243)
合計		25.4%	57.4%	12.0%	5.1%	100% (1097)

表2 性的な経験や性生活を尋ねられたことがある × 性的な経験や性生活を尋ねられること ($\chi^2=8.814$, $df=3$, $p<.05$)

		性的な経験や性生活を尋ねられること				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
性的な経験や性生活を尋ねられたことがある	なし	27.1%	45.0%	22.0%	5.9%	100% (706)
	ある	21.4%	48.9%	26.2%	3.6%	100% (393)
合計		25.0%	46.4%	23.5%	5.1%	100% (1099)

表3 なれなれしく名前と呼ばれたことがある × なれなれしく名前と呼ばれること ($\chi^2=20.667$, $df=3$, $p<.01$)

		なれなれしく名前と呼ばれること				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
なれなれしく名前と呼ばれたことがある	なし	4.8%	16.6%	67.5%	11.1%	100% (793)
	ある	3.0%	9.8%	81.4%	5.7%	100% (296)
合計		4.3%	14.8%	71.3%	9.6%	100% (1089)

表4 性的に卑猥な話を聞かされたことがある × 性的に卑猥な話を聞かされること ($\chi^2=10.470$, $df=3$, $p<.05$)

		性的に卑猥な話を聞かされること				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
性的に卑猥な話を聞かされたことがある	なし	57.6%	33.2%	4.4%	4.8%	100% (793)
	ある	51.8%	36.6%	8.9%	2.7%	100% (296)
合計		56.4%	33.9%	5.3%	4.4%	100% (1089)

表5 身体の一部をじっと見つめられたことがある × 身体の一部をじっと見つめられること ($\chi^2=10.840$, $df=3$, $p<.05$)

		身体の一部をじっと見つめられること				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
身体の一部をじっと見つめられたことがある	なし	47.9%	40.6%	6.8%	4.6%	100% (1022)
	ある	66.2%	23.0%	8.1%	2.7%	100% (74)
合計		49.2%	39.4%	6.9%	4.5%	100% (1096)

表6 デュエットやお酌の強要をされたことがある × デュエットやお酌の強要をされること ($\chi^2=12.388$, $df=3$, $p<.01$)

		デュエットやお酌の強要をされたことがある				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
デュエットやお酌の強要をされたことがある	なし	27.8%	42.7%	21.8%	7.7%	100% (996)
	ある	32.3%	29.3%	34.3%	4.0%	100% (99)
合計		28.2%	41.5%	22.9%	7.4%	100% (1095)

表7 酔って抱きつかれたことがある × 酔って抱きつかれること ($\chi^2=9.404$, $df=3$, $p<.05$)

		酔って抱きつかれたことがある				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
酔って抱きつかれたことがある	なし	54.6%	32.9%	6.6%	5.9%	100% (956)
	ある	44.6%	34.6%	13.1%	7.7%	100% (130)
合計		53.4%	33.1%	7.4%	6.1%	100% (1086)

表8 公的な場に性的なものが貼られたことがある × 公的な場に性的なものが貼られること ($\chi^2=8.270$, $df=3$, $p<.05$)

		公的な場に性的なものが貼られること				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
公的な場に性的なものが貼られたことがある	なし	77.8%	11.7%	4.2%	6.3%	100% (1058)
	ある	67.6%	27.0%	2.7%	2.7%	100% (37)
合計		77.4%	12.2%	4.1%	6.2%	100% (1095)

表9 ジェンダーを理由に不快な言葉を言われたことがある × ジェンダーを理由に不快な言葉を言われること ($\chi^2=11.402$, $df=3$, $p<.05$)

		ジェンダーを理由に不快な言葉を言われたことがある				合計
		ハラスメントになる	くり返し行われればハラスメントになる	ハラスメントではない	わからない	
ジェンダーを理由に不快な言葉を言われたことがある	なし	43.5%	32.4%	14.4%	9.7%	100% (998)
	ある	55.4%	22.8%	18.8%	3.0%	100% (101)
合計		44.6%	31.5%	14.8%	9.1%	100% (1099)

3. 行為者・場所

次に行為のあった状況について「問 6. あなたが受けた行為で最も深刻だった行為はどのような状況で起こりましたか。見聞きした場合には知っている範囲でお答えください」との質問では、下記のような回答順位になっており、クラブ・サークルの活動中や合宿中にハラスメント行為が起きていることがわかる。

- ①「通常のクラブ・サークル活動中」(19.8%)
- ②「クラブ・サークルの合宿中」(16.6%)
- ③「講義中、実験中」(14.9%)

また、問 7 で訊いている「その行為をした人」について、学生間（友人・同級生 34.1%、上級生や先輩 33.3%）をのぞくと、「職員」が 10.2%、「ゼミなどの指導教員」と「指導教員以外の教員」の合計が 9.2%、「クラブ・サークルの指導者」と「実習先の指導者など」の合計が 5.6%となっている。教職員がそれぞれ 1 割となっていることを重く受け止め、教職員に対してのハラスメント防止教育・啓発を大学として早急に進める必要がある。ハラスメントは教育面、労働面でのコンプライアンス違反でもあり、ハラスメントが発生した事後のコンプライアンスよりも、発生しないよう事前のコンプライアンスが重要だといえる。そのためにも予防的コンプライアンスの視点から教育・啓発だけではなく、予防システムの構築という面からもガイドラインの周知とその理解の徹底が求められる。

ガイドラインではアカデミックハラスメントの具体例として、「正当な理由なく教育指導を行わず、研究及び学習活動を困難にする」「実習結果・学習成果・論文などを不当に評価したり、人格をおとしめたりして、精神的に虐待する」「本人の意に反して、一方的な研究計画や研究テーマを強要する」「心身の健康を害する可能性を生じさせる不当な課題達成を強要する」「文献・図書や機器類を使わせないなどによって、研究遂行を妨害する」「研究成果を不当に奪取する」「他の専門領域を不当に低く評価するような言動をする」をあげている。こうした具体例をふまえた、アカデミックハラスメント基準の理解を深める必要がある。

4. 被害者の実態と対処

ハラスメント行為のあと、被害者がどうなったのかを尋ねる設問問 8 では、「特に影響はなかった」が 4 割となっているが、それ以外の項目については下記のような回答順になっている。非常に深刻な結果である。

- ①「人に対する不信任感・嫌悪感・恐怖感などなんらかの精神的な負の感情を持つようになった」(10.0%)
- ②「大学に行くのが憂鬱になった」(8.1%)
- ③「精神的に強いダメージを受け、不安定になった」(7.0%)

また、ハラスメント行為のあと、問 9 で訊いている被害者がとった行動については、下記のような回答順になっている。

- ①「特に何もしなかった」(36.4%)
- ②「親しい先輩・後輩・友人に相談した」(13.7%)
- ②「研究分野を変えたりサークルをやめるなどした」(13.7%)
- ④「気にしないようにした」(12.2%)
- ⑤「態度などでそれとなく抗議した」(8.1%)

問 10 の「問 9 の行動の結果、事態はどうなりましたか」との質問については、「状況は変わらなかった」が 28.4%で、「好転した・解決につながった」が 11.8%である。被害者に対する支援の重要性を明示している。

ガイドラインでは、「基本方針」として「本学園及び本学園構成員の責務」を定め、「本学園は、ハラスメントを防止し、平等かつ健全な学習・教育・研究環境と安全な就業環境を維持するよう務め、ハラスメントに対する全学的な対策について責任を負うものとする。本学園の長は、具体的な予防策を遂行し、問題が発生した場合には、このガイドラインに則って、適切・迅速・公正に対応する責務を負う。

本学園構成員は、互いの人格を尊重し、人の尊厳を傷つける可能性のある言動を行うことは許されない。また、人権侵害を受けた場合は名誉回復を要求する権利を有する。それとともに、人権侵害を目撃したり相談を受けた場合には、このガイドラインに従って、適切かつ迅速な行動をとる義務を負う」と規定し、被害者への支援を本学園構成員に義務づけている。

しかし調査結果からは、「好転した・解決につながった」が、先述したように 1 割強と極めて少ない数字に止まっている実態が明らかになっており、本学園構成員へのガイドライン徹底が重要な課題だと指摘できる。

5. ハラスメント行為を受けた時の対処

「問 11. あなたがハラスメント行為を受けた時、どのような行動をとりますか」については、下記のような回答順になっている。

- ①「態度でそれとなく抗議する」(45.3%)
- ②「親しい先輩・後輩・友人に相談する」(41.5%)
- ③「相手との接点をなくすように行動する」(32.1%)
- ④「家族に相談する」(22.8%)
- ⑤「気にしないようにする」(18.9%)

大学内に関する項目では、「教員に相談する」は 6.6%、「学内の相談機関に相談する」が 10.1%であった。ハラスメント行為を受けた時に、「学内の相談機関に相談する」は 1 割である。相談機関が相談機関としての機能を果たしていないことを明示している。

ガイドラインでは、「ハラスメントに対する対策」の項で、「ハラスメントの被害を受けたり、目撃したり、又はハラスメントの疑いを感じたなどの相談があった時には、本学園は次のような手続きをもって守秘義務を守り、被害者の保護・ケアを最優先することを心がけなければならない。」と一般的な規定を置き、個別項目で詳細を定めている。また、「相談窓口」の規定では、「ハラスメントの相談に対応するため、各学部・学校・事務部等には相談窓口を設け、両性からなる相談員を配置する。相談員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。相談員は相談者のプライバシーを守り、相談者の訴え等を聞く。被害が明らかかな場合には、取りうる救済方法を具体的に説明し、解決策を探るとともに、相談者の主体的な選択、判断を尊重する。相談員の主な役割は次の通りである。」と定め、「相談方法の公開」「相談員の責務」等の詳細な規定が置かれている。しかし本学園構成員にガイドラインのこれらの規定が十分に徹底されていない現実が、調査結果から指摘できる。

以下において検討しているが、学生たちが学内の相談機関に相談しない理由や、本学におけるハラスメント防止対策に必要なものとしてあげている回答結果をふまえ、学内相談機関の実情を把握し、ガイドラインの主旨を徹底する取り組みが必要であるといえる。

表 10 は、ハラスメント行為を受けた後の対応（問 9）について、性別に基づく差があるかをみたものである。ハラスメント行為を受けた後の対応に関する 16 の項目について、選択した場合を 1 点、しなかった場合を 0 点として得点化し、女性、男性それぞれの平均値を算出し t 検定を行った。

「親しい先輩・後輩・友人に相談する」「家族に相談する」「相手との接点をなくすよう行動する」「どうしたらいいのかわからない」「何もできない」が女性に高くなっている。身近なものへの相談、相手を避ける行為、どうしたらいいのかわからなかったり何もできない、との回答が女性に高い傾向がある一方、男性は、「法的手段を考える」が高い回答となっている。それ以外の回答については有意差はみられなかった。

表 10 ハラスメント行為を受けた後の対応得点、及び平均値の差と t 検定結果

	女性 (平均値)		男性 (平均値)	平均値の差
親しい先輩・後輩・友人に相談する	0.59	>**	0.34	-0.25
家族に相談する	0.33	>**	0.18	-0.15
相手との接点をなくすよう行動する	0.41	>**	0.29	-0.12
どうしたらいいのかわからない	0.11	>**	0.05	-0.06
何もできない	0.05	>*	0.02	-0.03
法的手段を考える	0.07	<**	0.13	0.06
態度などでそれとなく抗議する	0.51	>	0.47	-0.04
特に何もしない	0.10	<	0.13	0.03
研究分野を変えたりサークルをやめるなどする	0.08	>	0.06	-0.02
相手方に直接あるいは文書・メールなどで改善要求または抗議する	0.04	<	0.06	0.02
学外の相談機関に相談する	0.03	<	0.05	0.02
気にしないようにする	0.19	<	0.21	0.02
第三者を介して、相手方に直接あるいは文書・メールなどで改善要求または抗議する	0.04	>	0.03	-0.01
冗談でごまかす	0.14	>	0.13	-0.01
学内の相談機関に相談する	0.10	<	0.11	0.01
教員に相談する	0.07	=	0.07	0.00
我慢する	0.13	=	0.13	0.00

**p<0.01 *p<0.05

「学内の相談機関に相談する」に回答しなかった学生に、相談しない理由を尋ねた（問 12）。結果は、下記のような回答順になっている。

- ①「相談するまでもないことだと思っている」（36.4%）
- ②「相談システムの存在を知らない」（33.5%）
- ③「学内の人に相談するのは恥ずかしい」（11.7%）
- ④「相談しても解決しないとあきらめると思う」（11.0%）
- ⑤「学内の人は信用できない」（10.5%）

「相談システムの存在を知らない」が 3 割を超えており、ハラスメント防止のための基本的なシステムが周知されておらず、ガイドラインの周知・啓発が重要な課題であると指摘できる。

表 11 は、学内の相談機関に相談しない理由について、性別に基づく差があるかをみたものである。ハラスメント行為を受けた後の対応として、「学内の相談機関に相談しない」の項目を選択しなかった回答者に尋ねたその理由に関する 12 の項目について、選択した場合を 1 点、しなかった場合を 0 点として得点化し、女性、男性それぞれの平均値を算出し t 検定を行った。

男性は、「相談するまでもないことだと思っている」が高く、女性は、「学内の人に相談するのは恥ずかしい」「話した内容が外部にもれるのではないかと心配」「ハラスメント行為を受けたことを学内の人には知られたくない」「今後の大学生活を考えると支障をきたすのではないかと心配」が高く、学内の人に相談することへの恥ずかしさや心配を抱えているがゆえに、学内の相談機関に相談しないと思っていることがわかる。

とりわけ「話した内容が外部にもれるのではないかと心配」等の危惧は、ほとんどの相談者が抱えている心配であり、それらの危惧を解消することは、あらゆるハラスメントの相談機関にとって最重要課題である。ガイドラインでも相談者のプライバシー保護を明記し、「相談員の責務」として、相談の全ての段階において「不用意な発言をしたり、守秘義務に違反したり、相談者をさらに傷つけることのないように務める必要がある。また、相談者が、必要な手続きをとることを、加害者とされる人やそれをかばう人から妨害（脅迫、懇願等）を受けないよう配慮しなければならない。相談員は、積極的に研修を受けなければならない」と定めている。これらの諸規定を学内に周知・徹底するとともに、相談員への研修の重要性を調査結果は示している。

表 1 1 ハラスメント行為を受けた後の対応得点、及び平均値の差と t 検定結果

	女性 (平均値)		男性 (平均値)	平均値の差
学内の人に相談するのは恥ずかしい	0.19	>**	0.10	-0.09
話した内容が外部にもれるのではないかと心配	0.12	>**	0.05	-0.07
ハラスメント行為を受けたことを学内の人には知られたくない	0.12	>**	0.06	-0.06
今後の大学生活を考えると支障をきたすのではないかと心配	0.10	>*	0.06	-0.04
相談するまでもないことだと思っている	0.36	<**	0.49	0.13
自分が我慢すればいいと思うから相談する必要性を感じない	0.11	>	0.08	-0.03
相談しても解決しないとあきらめると思う	0.15	>	0.11	-0.04
学内的人是信用できない	0.11	<	0.14	0.03
真剣に相談にのってくれないと思う	0.09	<	0.12	0.03
相談システムの存在を知らない	0.40	>	0.38	-0.02
学内の人では中立性を図ってもらえないのではないかとと思う	0.09	>	0.07	-0.02
相手方に不利益が生じると思うから	0.05	>	0.04	-0.01

**p<0.01 *p<0.05

6. ハラスメントの捉え方について

表 12 は、ハラスメントに関する考えを把握する 5 つの項目（問 13）について、「そう思う」を 4 点、「どちらかと言えばそう思う」を 3 点、「あまりそう思わない」を 2 点、「そうは思わない」を 1 点として得点化し、女性、男性、それぞれの平均値を算出し t 検定を行った結果である。

男女ともに平均値が高い項目は、「ハラスメントに対して神経質になりすぎると、人間関係が窮屈になる」である（女性 3.05 点、男性 3.19 点）。また、すべての項目において男性の方が女性よりも平均値が高くなっている。男性の方が、ハラスメントを取り上げることやハラスメントの被害者に対して否定的な考えをもっていることがわかる。

こうした考え方が、ハラスメントを放置する雰囲気をつくり、ハラスメント被害者が訴えることや、相談する行為を抑止することにつながっており、泣き寝入りをしなければならない状況を醸成することにつながっている。その結果としてハラスメント事案が訴えられるケースでは、かなり悪化した状態になっていることが多い。調査結果から指摘できることは、ハラスメントが明確な人権侵害であり、被害

者の立場に立って考えることの重要性をハラスメント防止教育の中で強化する必要がある。

表 1 2 ハラスメントに関する考え方得点、及び平均値の差と t 検定結果

	女性 (平均値)		男性 (平均値)	平均値の差
性的な冗談も、ときには人間関係の潤滑油になるのだから、いちいち気にする必要はない	2.18	<**	2.46	0.28
ハラスメントだという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない	2.53	<**	2.80	0.27
ハラスメントは受ける側にも責任や原因がある	1.99	<**	2.20	0.21
ハラスメントに対して神経質になりすぎると、人間関係が窮屈になる	3.05	<**	3.19	0.14
「いやがらせ」のつもりがなければ、ハラスメントにはならない	1.84	<*	1.95	0.11

**p<0.01 *p<0.05

表 13 は、図 3 から図 5 で図示したハラスメント行為の 16 の項目について、「受けたことがある」「目撃したことがある」「相談されたことがある」「聞いたことがある」「いずれもない」の回答と、ハラスメントに関する考え方との相関係数をみたものである。「いずれもない」の回答とハラスメントの捉え方については負の相関関係がみられるが、「受けたことがある」の回答とは正の相関関係がみられる。ハラスメント行為を「受けたことがある」の変数と、「ハラスメントは受ける側にも責任や原因がある」の変数には弱い相関関係が見られる。全体的に相関係数は小さいが、「受けたことがある」人がハラスメントやハラスメントの被害者に対して否定的な考えをもっている可能性を秘めているとともに、ハラスメントの被害者という当事者になったことによる体験や実感が、当事者になっていない学生に比較して、より明確な意見をもつようになったと考えられる。体験や実感が存在することによって、ハラスメントに対して肯定・否定の意見を明確にもつようになった結果とも考えられる。一般的に結婚等に関する質問においても、当事者ではない世代に訊く場合と、当事者だという自覚のある世代に訊く場合では回答に上記のような傾向が出てくることがある。

以上のことを受け止めたうえで、ハラスメントに関する教育のありようを考えていく必要がある。

表 1 3 ハラスメント行為の「体験」「見聞」「相談」とハラスメントに関する考え方の相関係数

	受けたことがある	目撃したことがある	相談されたことがある	聞いたことがある	いずれもない
ハラスメントに対して神経質になりすぎると、人間関係が窮屈になる	0.170 **	0.066 *	0.009	0.017	-0.102 **
ハラスメントは受ける側にも責任や原因がある	0.206 **	0.108 **	0.082 **	0.113 **	-0.224 **
ハラスメントだという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない	0.163 **	0.066 *	0.012	0.053	-0.131 **
「いやがらせ」のつもりがなければ、ハラスメントにはならない	0.140 **	0.084 **	0.042	0.073 *	-0.166 **
性的な冗談も、ときには人間関係の潤滑油になるのだから、いちいち気にする必要はない	0.176 **	0.119 **	0.066 *	0.085 **	-0.189 **

N=1038

**p<0.01 *p<0.05

7. ハラスメント防止対策について

これまで述べてきた調査結果は、回答者のこれまでの学習経験が一定の影響を与えている。これまでの学習経験について、学校や地域で、ハラスメント問題について学習を受けたことを訊く（問 14）と、「はっきり覚えていない」が 24.5%で、「受けたことはない」が 21.6%となっており、合わせて 46.1%である。半数近くがハラスメントの学習を受けた記憶や経験がないことが分かる。

反面、半数弱が小学校から大学までの間に受けた経験があり、小学校や中学校(28.8%)、高校(33.8%)、

大学（19.0%）、一般市民対象の講座（0.4%）となっており、合計すれば82.0%になり、複数の教育機関で受けている学生も存在する。いずれの機関においても女性学生の受講率が高くなっており、「はっきり覚えていない」「受けたことはない」との回答は、女性学生の方が低くなっている。こうした傾向からも女性学生の方が、ハラスメント問題に対する認識が高いといえる。また「大学で受けた」と回答した学生の割合は学部によって大きな開きがあり、調査結果から全ての学部でハラスメント防止教育を確実に実施しなければならないということを指摘できる。

一方、近畿大学におけるハラスメント防止システムについて知っていること（問15）は、下記のような回答順になっている。

- ①「誰でも相談できること」（25.0%）
- ②「専門相談員がいること」（16.8%）
- ③「各学部に相談窓口があること」（16.1%）

「ハラスメント全学対策委員会」「ハラスメント防止のためのガイドライン」「ハラスメントに関するリーフレット」「ハラスメント防止に関するホームページ上の情報」についてはすべて1割未満である。

大学におけるハラスメント防止対策として必要だと思うこと（問16）については、下記のような回答順になっている。「大学でハラスメント問題は取り上げる必要はない」との回答率は4%であったため、ほとんどの学生が何らかの防止対策が必要だと考えている。こうした調査結果を厳正に受け止める必要がある。

- ①「学内の相談機関に気軽に相談しやすくするなど環境を整備する」（46.5%）
- ②「被害者の心のケアのためのカウンセリング体制を充実する」（26.6%）
- ③「ハラスメントをした人に対する罰則を厳しくすべき」（26.5%）
- ④「相談窓口があることについての広報宣伝を強化する」（26.2%）
- ⑤「学生に対して、ハラスメントに関する広報・啓発活動を強化する」（23.6%）

大学におけるハラスメント防止対策として必要だと思うことを性別で図示したものが図6である。

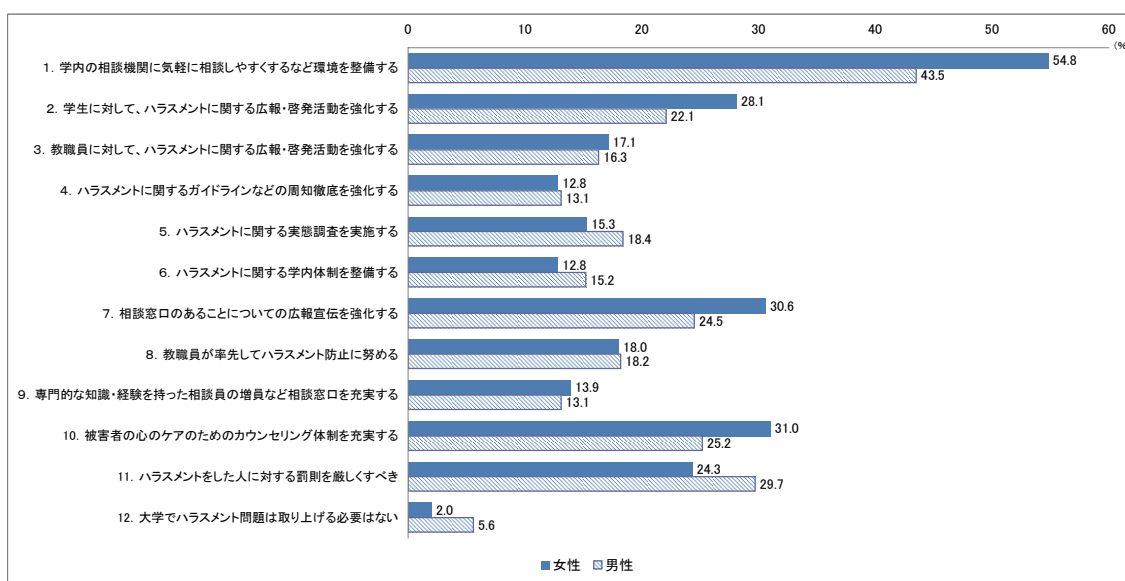


図6 大学におけるハラスメント防止対策として必要だと思うこと

8. 分析のまとめ

上記の分析に基づいて総括的に以下のことが重要だと考えられる。

セクシュアルハラスメントに関する意識については、ジェンダーハラスメントに関する認識が十分ではなく、実態については、学生の8人に1人が何らかのかたちでセクシュアルハラスメント被害を受けており、言葉によるものももっとも多く、身体的接触や関係性の強要がつづいている。いずれも女性の被害体験の方が高くなっている。一方、見聞経験は、被害体験と対照的に男性の回答が高くなっている。相談を受けた経験は概して低かったといえる。セクシュアルハラスメントについては、行為を受けたことがある学生の方がそれらの行為をハラスメントだと認識していない傾向をもち、ハラスメントのとらえ方やハラスメントの被害者に対して否定的な認識をもっている傾向にある。ハラスメント防止に関する教育実践の重要性とともに、その方法や中身が問われていると指摘せざるを得ない。

行為者については、学生間での行為をのぞくと、教職員が1割となっている。被害者に精神的な影響が及ぼされていることも明らかである。

ハラスメント行為を受けた時に、「学内の相談機関に相談する」の回答が1割であるという事実を踏まえ、学内における相談体制の整備・充実・周知広報が急務である。相談システムの存在を知らないがゆえに、ハラスメント行為を受けても学内の相談機関に相談しないという学生も3割を超えている。大学におけるハラスメント防止システムについての認知も高いとはいえない。一方、学内の相談機関に相談することへの心配や不信を抱えていることも明らかになった。「大学におけるハラスメント防止対策として必要だと思うこと」に対する学生たちの回答に真摯に向き合う必要がある。

「ハラスメントに対して神経質になりすぎると、人間関係が窮屈になる」や「性的な冗談も、ときには人間関係の潤滑油になるのだから、いちいち気にする必要はない」などの考え方を肯定する学生たちが考える「人間関係」の中身、ありよう、構築の方法などについて考察する必要がある。また、「ハラスメントは受ける側にも責任や原因がある」や「ハラスメントだという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」、「『いやがらせ』のつもりがなければ、ハラスメントにはならない」など、被害者の思いや感じ方を否定し、無力化していくような力関係についても重視し、今後のハラスメント防止教育に厳正にいかす必要がある。

学生たちは、キャンパス内において、さまざまなハラスメント行為にさまざまな立場でかかわっている。加害者、被害者、見聞者、被相談者…。ハラスメントは、学生—学生の関係のみならず、学生—教職員の関係においても生じる。ハラスメントを防止し、被害者をエンパワーしていくためには、学生や教職員などすべての構成員がハラスメントに関する気づきや理解を深めていくことが必要になる。

なお、いくつかの大学では、学生のみならず、非常勤職員を含む教職員に対しても、ハラスメントに関する調査を行っている。教職員間におけるハラスメント実態調査の実施は、本学における今後の課題であり、そうした調査結果をふまえたハラスメント防止対策のさらなる強化が求められている。

ハラスメントやいじめ被害者個人にとって、その結果は非常に深刻である。ストレス、うつ病、自尊心の低下、自己非難、恐怖症、不眠、消化器系及び筋骨格系障害といった身体的・精神的な症状や心身相関の症状が現出し、心的外傷後ストレス障害になったりする場合もあり、学生、教職員を問わず本学園構成員すべての問題として認識する必要がある。また本学園組織にとっても重大な悪影響を及ぼす。

最後に、以上の認識の下、上記に示した確実な実践がいじめ・ハラスメントのない学園を創造していくことにつながることを申し上げ、「ハラスメントに関する意識調査」の結果と分析とさせていただきたい。